

達成度：R7.3.31の自己評価

- 5 目標を完全に達成した。
- 4 目標を概ね達成した。
- 3 目標を一部達成した。
- 2 目標をほとんど達成できなかった。
- 1 目標をまったく達成できなかった。

農業委員会事務局の目標（令和6年度）自己評価書

農業委員会事務局長 古川 洋夫

個別事業とその目標	達成度	目標達成の効果又は達成できなかった理由等
1 農地法等による農地の利用の適正化 農地法等による権利移動や転用制限の適正な執行を図る。また、農業委員、農地利用最適推進委員による農地パトロールを随時行い、違反転用の発見に努めるとともに、農地の利用状況の調査を行う。 2 農地等の利用の最適化の推進 農業委員会の業務が「農地等の利用の最適化の推進」が任意業務から必須業務に位置づけられたことから、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「耕作放棄地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」を推進する。	4 4	総会の開催10回（総会開催日農地パトロール10回実施） ・農地法の許可件数 3条（農地の売買等）10件、4条（自己転用）2件（計画変更1件含む）、5条（所有権移転等を伴う転用）13件、農業経営基盤強化促進法による答申116件、その他届出等18件 ・委員、推進委員による農地パトロールの実施156回 ・利用状況調査 7～9月 ・違反転用発見0件、違反転用解消確認1件 ・7月農業委員会総会時に農業委員、推進委員に対し、令和6年度利用状況調査に向けた耕作放棄地の発生防止・解消についての説明会を実施。利用状況調査実施後、事務局で遊休農地所有者に対し利用意向調査を実施。 ・令和7年4月から農地貸借が農地中間管理機構を通じた貸借に一本化されることに伴い、農家組合を通じて制度周

3 地域計画の策定に向けた現況地図・目標地図の素案を作成 地域計画の策定に向け柏木・根古谷地区等で現況地図、各地域での協議結果を取りまとめた目標地図の素案を作成する。 チャレンジ目標 再生不可能な農地（登記地目）について、農業委員会総会において非農地判断を行い、所有者に対し、地目変更登記申請を促す。 なお、総会において非農地判断を行った場合、町固定資産税担当課及び法務局に非農地判断を行った旨、通知を行う。	3 2	知を行った。 ・農地貸借について新制度への移行後の対応を円滑にするため、旧制度が残存する期間内に期限前更新に対する対応を行った。 ・地域計画の策定に向け、柏木・根古谷・上郷・酒々井地区で現況地図、各地域での協議結果を取りまとめた目標地図の素案を作成した。 ・非農地判断の実施には他法令との調整等慎重な判断が求められるが、実施が容易な場所は既に前年度までに実施済みとなっており、今年度については新たな候補地が実施可能な要件を満たすかの検討を随時行ったが実施まで至らなかった。
---	-------------------	--